

奄美市立地適正化計画

令和3年3月

奄美市

目 次

1章 立地適正化計画とは	1
1. 計画策定の背景	1
2. 立地適正化計画のポイント	2
3. 立地適正化計画の位置づけ	3
4. 立地適正化計画の計画区域および目標年次	4
2章 計画策定にあたっての現状整理	5
1. まちづくりの視点から捉えた奄美市の特徴・課題	5
2. 関連計画におけるまちづくりの考え方	10
3章 立地適正化計画の基本方針	14
1. まちづくりの方針 ～まちづくりのストーリー～	14
2. 目指すべき都市のすがた ～奄美市の将来像～	17
4章 誘導区域	20
1. 居住誘導区域	22
2. 都市機能誘導区域	31
5章 まちづくりの方策	43
1. 分野別の誘導施策と関連指針	44
2. 誘導区域への住宅と都市施設の誘導	51
3. 計画の進捗管理と地区まちづくりの推進	55

1章 立地適正化計画とは

1. 計画策定の背景

- 日本の総人口は2010年頃をピークにすでに減少に転じており、奄美市でも1985年の約6万人をピークに減少傾向が続き、2015年には約4万3千人にまで落ち込み、この30年間で3割の人口減、高齢化率も約2倍となっています。また今後とも人口減少傾向は進み、2050年には現在よりもさらに4割の人口減少が見込まれています。
- このような人口の急激な減少や少子高齢化の進行は、これまで一定の人口により支えられてきた生活サービス（交通、店舗、医療他）の縮小や税収等の減少による行政サービスの低下等をもたらし、生活利便性の低下を招く恐れがあります。
- 加えて、空き家・空き店舗等の増加や地域活動の担い手不足が進行し、地域の魅力が低下することが予想されます。このような地域の生活利便性や魅力の低下は、更なる人口減少につながることも考えられます。
- さらには、近年頻発する地震災害、気象変動等による豪雨災害など自然災害が増加する中、より安全で安心な市街地の形成が求められています。
- このような中で、生活サービス施設と住居等が安全な地域にまとまって立地する、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるコンパクトなまちづくりが求められ、その実現の方策として立地適正化計画制度が創設されたところです。
- 立地適正化計画では、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけではなく、行政と住民や民間事業者が一体となって「都市をマネジメント」する新たな視点から地域の再生や、新たな魅力の創出による「稼ぐ力」の引き出しや地域の課題解決に向けた取り組みが求められています。

人口減少、高齢化が進むと・・・



2. 立地適正化計画のポイント

- 立地適正化計画の具体的なポイントを次の項目に示します。

(1) おおむね 20 年後の将来像を展望する計画

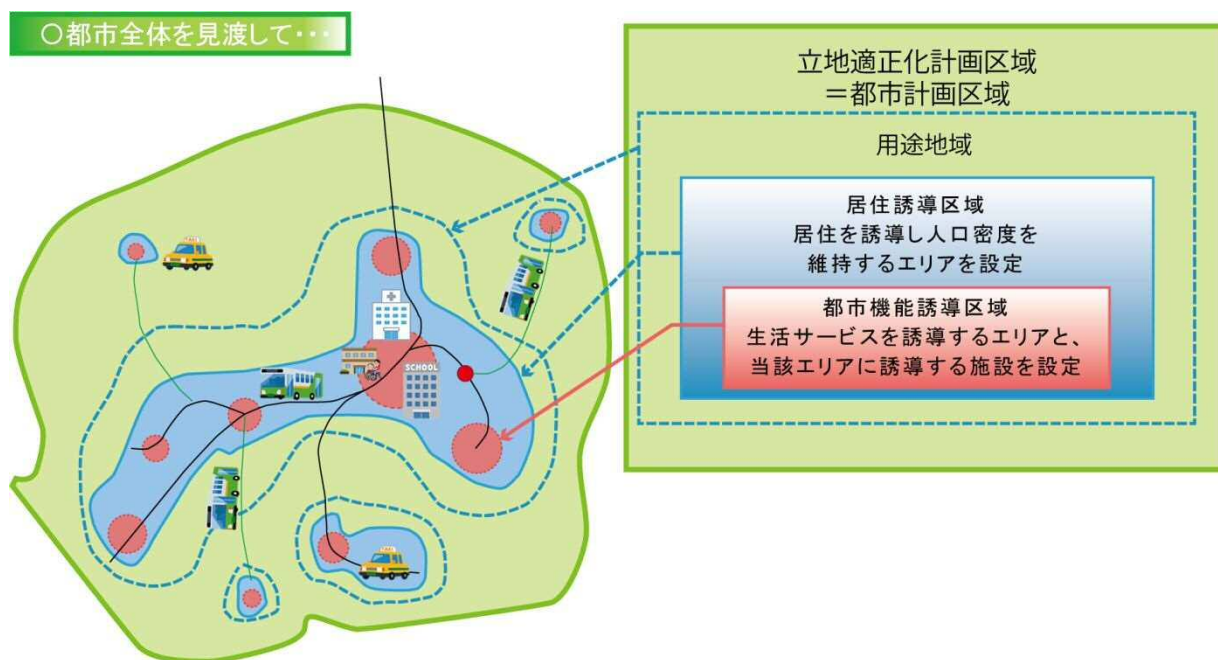
都市への誘導は短時間で実現するものではないため、計画的な時間軸で進めていくべきです。このことから本計画では、一つの将来像として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望します。

(2) 居住誘導区域および都市機能誘導区域を設定

都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。また、計画では、用途地域内に居住誘導区域を定め、原則として、その中に都市機能誘導区域を定めます。

(3) 目指すべき都市像を定め、その実現に向けた基本的な方向性を整理

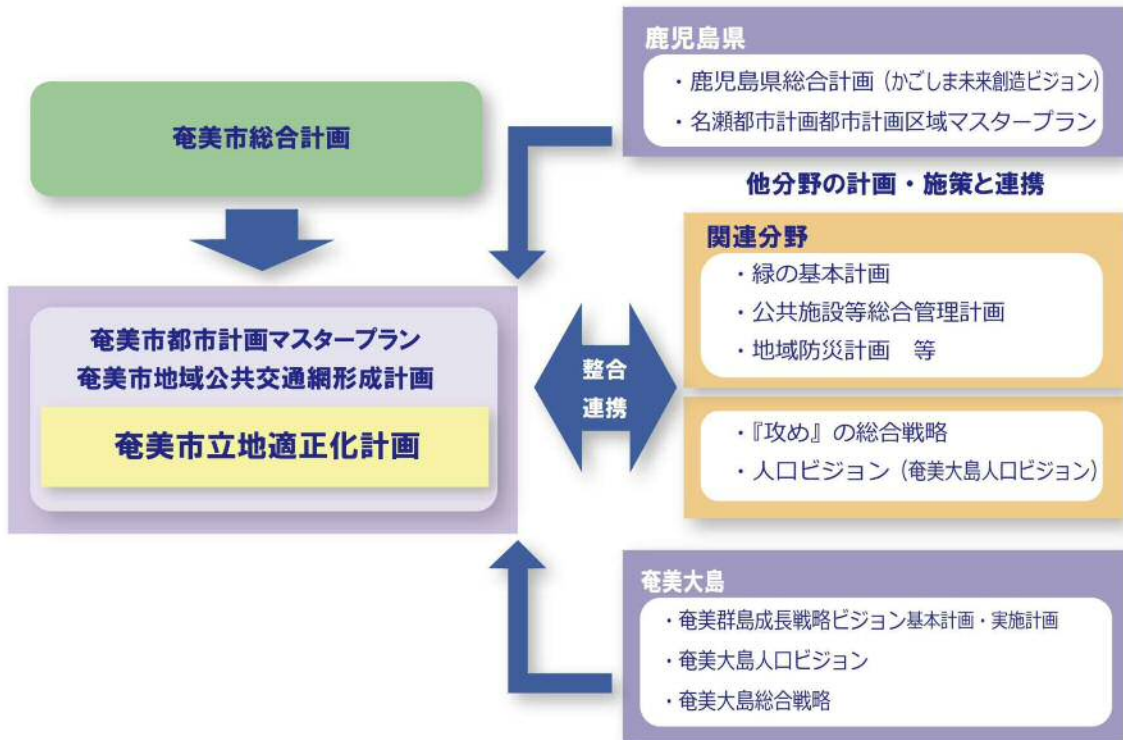
立地適正化計画策定に向けては、現状の把握・分析を行い、課題を整理します。その上で、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定します。あわせて、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置および公共交通の充実のための基本的な方向性を整理します。



3. 立地適正化計画の位置づけ

- 立地適正化計画は、都市全体を見渡す計画であることから、市町村マスタープランの一部と見なされます。さらに、医療・福祉・商業等複数の分野と関連することから、他分野の計画・施策等と連携を図る必要があります。

立地適正化計画と各種計画の位置づけ



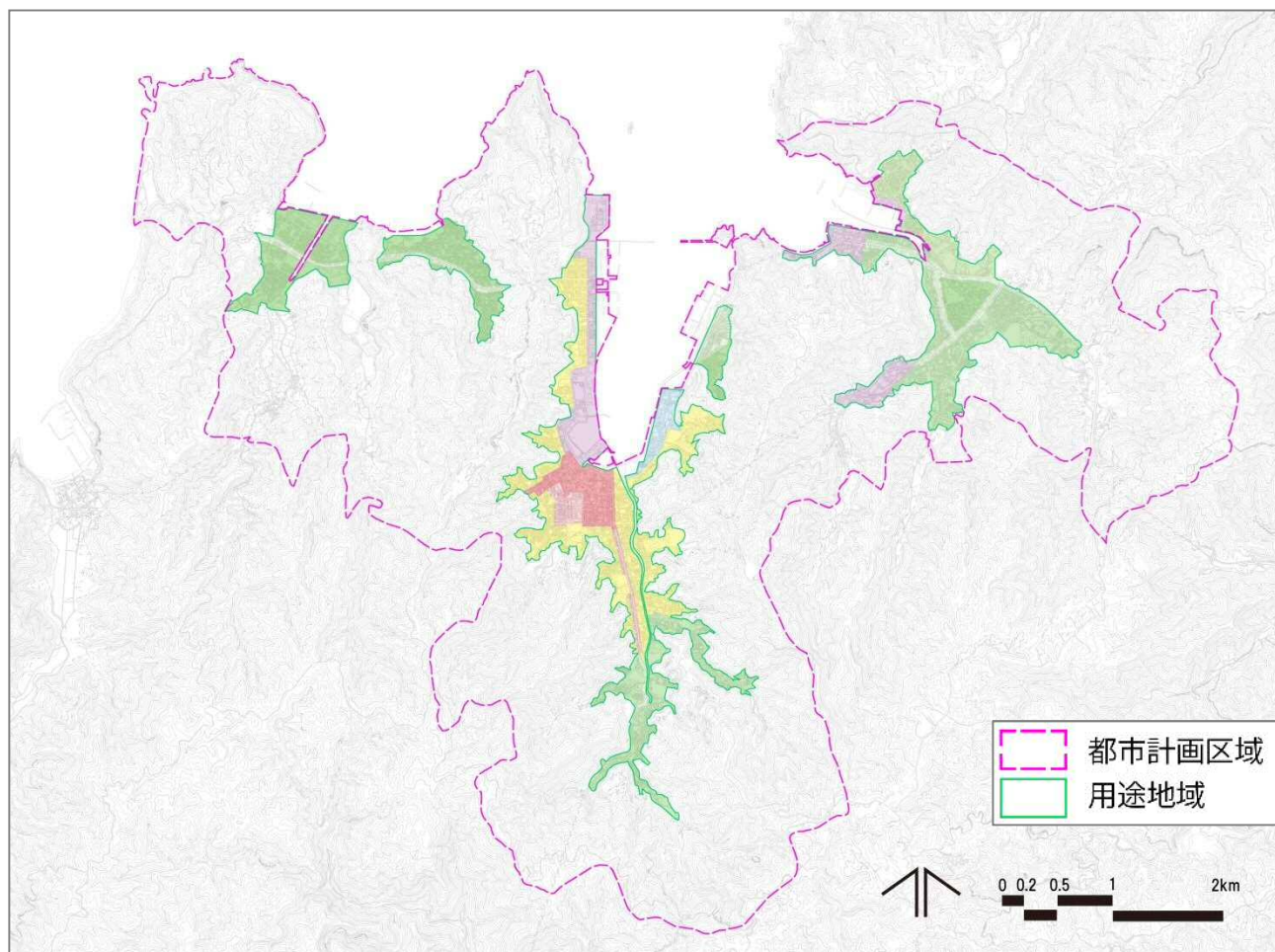
根拠法：都市再生特別措置法（第81条）

市町村は、都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができます。

4. 立地適正化計画の計画区域および目標年次

①計画区域：奄美市都市計画区域

計画区域は、都市計画区域全域であり、以下の範囲となります。



②目標年次：2040年度

都市への誘導は、短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸を進めていく必要があることから、20年後を目標として定めます。

ただし、計画の進捗状況や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じておおむね5年ごとに見直しを検討することとします。

2章 計画策定にあたっての現状整理

1. まちづくりの視点から捉えた奄美市の特徴・課題

立地適正化計画を策定するにあたり、人口、土地利用、産業等の様々な観点から、本市の現状整理を行いました。それをもとに、まちづくりの視点から、本市の特徴を抽出し、1) 居住環境、2) 都市構造、3) コミュニティ・つながり、4) 都市の成長・持続の観点から整理しています。

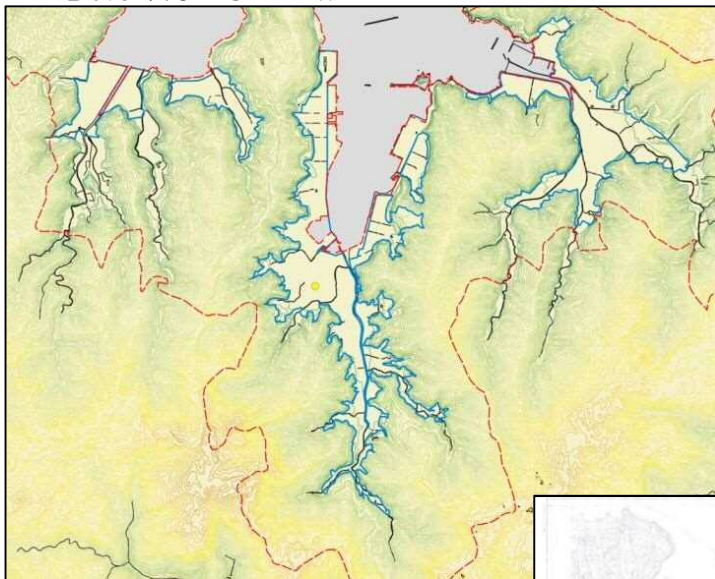
1) 居住環境に関する特徴・課題

本市では、地形の制約により居住に適した平地部が限られていることが大きな特徴です。そのため、限られた空間を活用しつつ、埋立事業等を通じて、これまでの人口増加に対応して街を造り上げてきました。今後のまちづくりでも、土地の有効活用の視点は継続して取り組む必要があります。

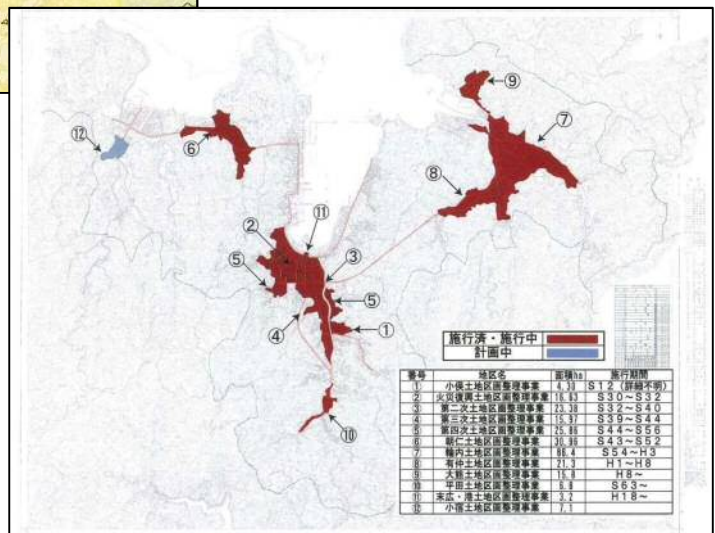
■地形の制約から、単純な農地転換、山間部の開発が困難

⇒過去の人口増加の時代も、沿岸の埋め立て、集落を包含した区画整理により対応してきた経緯

急峻な市街地周辺の地形



土地区画整理事業施行箇所
(用途地域の5割が相当)

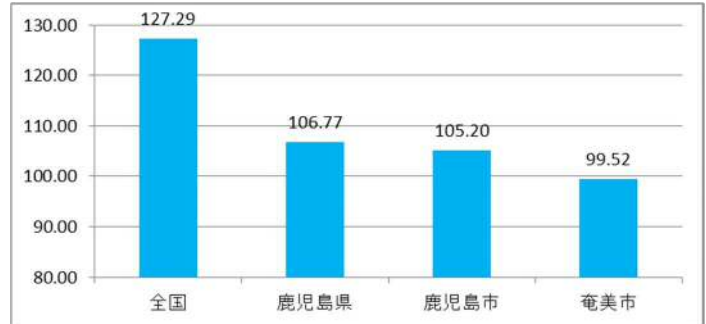


■狭い住宅環境の改善が積年の課題。特に名瀬中心部は戦後昭和30年の大火で一度市街地の大半が消失・建替えされ、現在は老朽化が進んだ状況。

市街地の老朽化が進展



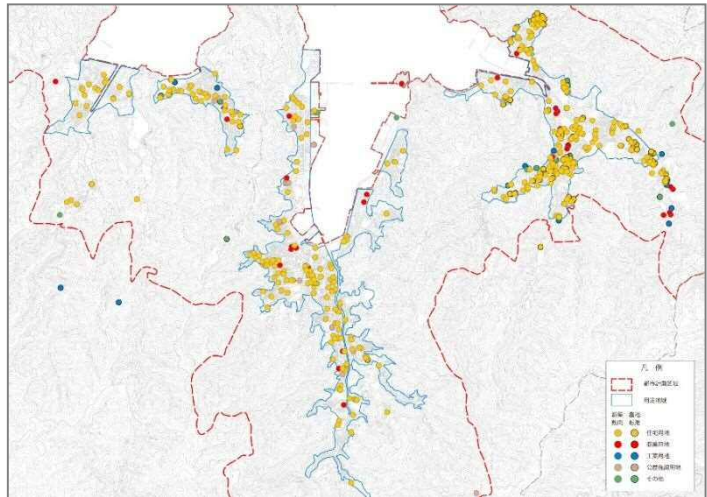
1 住宅あたり延べ面積（戸建住宅）



(資料：平成30年住宅・土地統計)

■平地が限られていることから、用途地域外での住宅等の新規立地・開発は限定的であり、拡散しにくい街となっています。

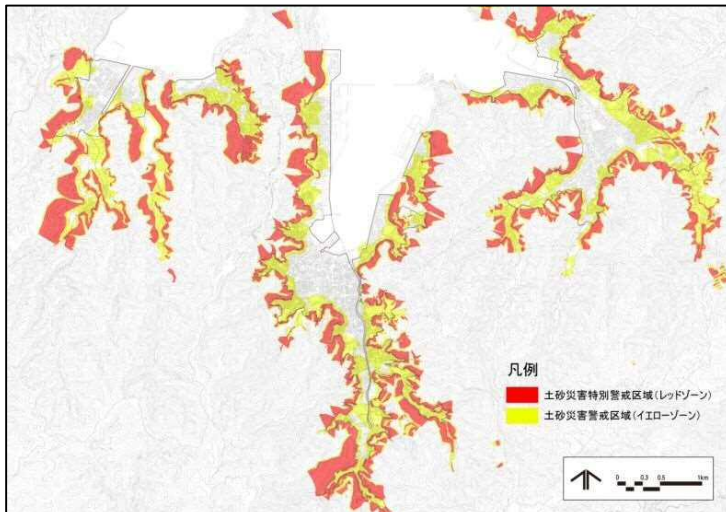
新築動向、農地転用
(平成21年～25年)
(資料：都市計画基礎調査)



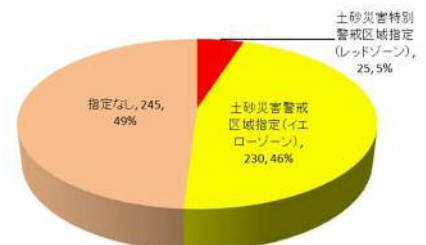
■反面、津波・土砂災害の危険箇所が平地にも分布し、住まいの確保のためには、危険性に対応しながら、平地を活用し続けることが必要。

土砂災害警戒区域、特別警戒区域位置・面積

用途地域内における警戒区域の指定状況 (ha)



*数値は図上計測

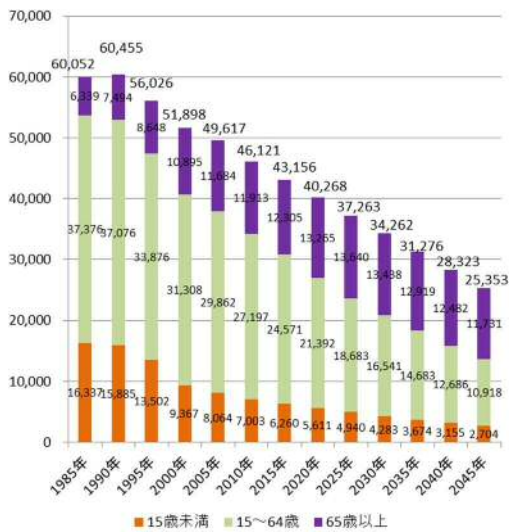


2) 都市構造に関する特徴・課題

本市市街地では現在は人口密度が高く維持されていますが、今後、人口減・高齢化が進み、市民・島民への都市的サービス提供が困難になるおそれがあります。一方、効率的なバス網が形成されていること、公営住宅が多いなどの特徴がみられます。

- 奄美の市街地は、市の中心であるとともに、島全体の中心。市外を含め島民が利用する「郡都」。
- 2040年には3割以上の人口減、高齢化率も4割を超える見込み。もともと高い人口密度であり、一定の密度の維持は見込まれるものの、必要なサービスを提供できなくなるおそれ。

市人口の推移



山裾ギリギリまで開発された密度高い市街地

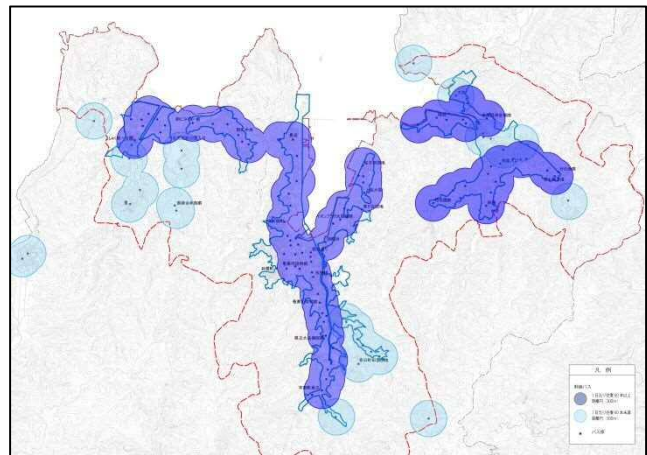


(←資料：国勢調査、社人研推計)

- 市街地の範囲が限られているため、効率的なバス網が形成され、名瀬中心拠点への交通アクセスは充実。

⇒用途地域の8割以上が幹線バスのバス停の徒歩圏内

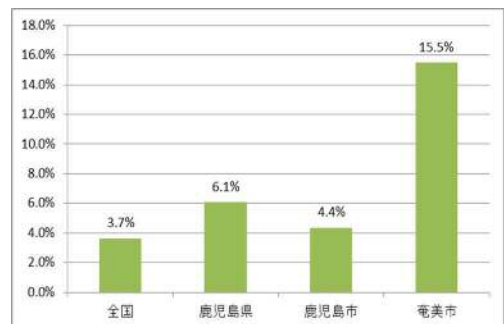
バス停から300m圏



- 公営住宅が非常に多く、各地にまとまった人口集積がみられます。一方公務員住宅、社宅も多く、人の入れ替わりがはげしいと考えられます。

⇒公営借家割合は全国市町村で19番目の高い水準

全住宅に占める公営借家の割合
(資料：平成30年住宅・土地統計)



3) コミュニティ・つながりに関する特徴・課題

本市では、人口増加の時代に多くの市街地整備を進めながらも、集落の文化・コミュニティが現在に至るまで維持されており、それが観光の資源となっているとともに、今後の地域課題の解決に寄与するものと期待されます。

■昭和 40-60 年代の人口増加が進んでいた頃、埋立事業や土地区画整理事業を進めてきましたが、多くの事業をまったく新たな場所ではなく、集落に隣接して、また集落を包含して事業を行ってきた結果、コミュニティやつながりが今なお続くまちとなっています。

小宿地先埋立前（1977 年）



埋立後（2012 年）



（資料：国土地理院空中写真）

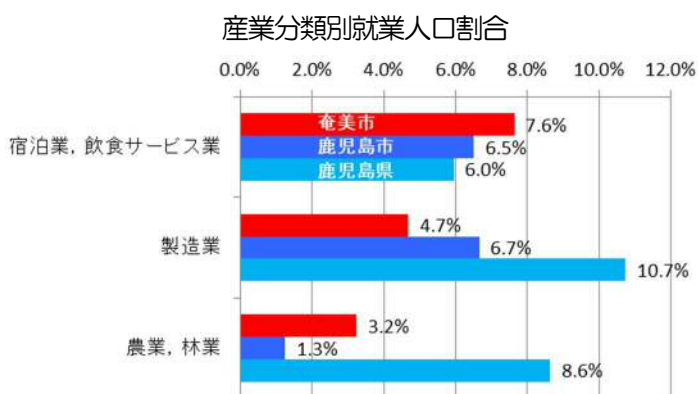
■地域ごとの集落文化が奄美の魅力形づくっています。



4) 都市の成長・持続に関する特徴・課題

本市は経済的に観光産業に頼る部分が大きく、観光客も引き続き増加基調にあります。世界的な観光動向の影響はありますが、長期的に人口減少分をカバーするため、集落・自然を活かし、都市再生を通じて、交流人口を活用することが必要になります。

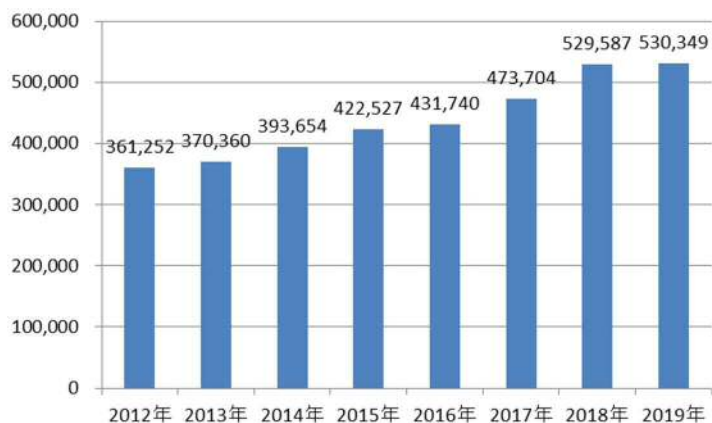
- 優れた自然環境、優れた集落文化が観光客を惹きつけていますが、市街地は老朽化も進み、観光面でも魅力ある都市に再生することが必要です。
- 製造業などに就業する人が少ない一方、宿泊・飲食サービス業に就業する人が多くなっています。



(資料：平成 27 年国勢調査)

- 世界的な観光動向に影響を受けることは予想されますが、世界遺産登録の動き、大型船寄港などを踏まえ、基本的には観光客は増加基調にあります。

奄美大島の観光入込客数の推移



(資料：鹿児島県観光統計各年)

2. 関連計画におけるまちづくりの考え方

- 上位関連計画である、市総合計画・都市計画マスタープラン等では、奄美群島の世界遺産登録等の動き、中心市街地の活性化等の取り組みが進められており、計画内容からキーワードとして以下が抽出できます。

上位関連計画の概要

<p>■奄美市総合計画（基本構想:平成23年度～32年度・後期基本計画:平成28年度～平成32年度）</p> <p>「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷」を将来都市像に設定。まちづくりについて、主に以下の内容を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地の再生・活性化 （みなとまち名瀬の顔として郡都にふさわしいまちづくり、土地区画整理事業等による環境向上・高度利用促進、マリントウン地区の都市機能用地確保と防災緑地整備等促進 等） ○適切な土地利用推進（市・県有地等の未利用地の有効活用、地籍調査推進 等） ○居住環境の整備（土地区画整理事業・マリントウン整備等による宅地供給、土砂災害危険区域等における防災対策や住宅移転事業、公営住宅改善、定住促進住宅整備・空き家バンク制度等による定住促進施策 等） ○世界自然遺産登録への取り組み（啓発活動の強化、エコツーリズム等による人と自然の共生 等） ○安全な地域づくり（土砂災害の対策事業の促進、無電柱化推進の要望、海岸保全施設や防風林の整備 等）
<p>■奄美市都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）</p> <p>歴史をつむぎ未来へはばたく、都市と自然が共生するきよらの郷</p> <ul style="list-style-type: none"> ①観光交流：奄美の資源を生かした個性的な魅力により活発な交流を育むまち ②活力賑わい：奄美市にある自然や歴史などの資源を大切に、都市の個性として活かすまちづくり ③共生定住：市民の期待に応え、満足度を高めるまちづくり <p>名瀬市街地地域：個性を活かし・紡ぎながらシンカし続ける地域 中心拠点地域：♪いもーれ・Come もーれ・ゆていもーれ♪ コンパクトシティ「ゆらうまち」</p>
<p>■奄美群島成長戦略ビジョン（後期基本計画(平成31年2月策定)）</p> <p>郡島民が幸せに生活するため、<u>重点3分野(農業、観光／交流、情報)</u>を基軸。雇用の創出に重点を置いた産業振興。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都会優位の考え方から、奄美でしか夢を実現できない考え方への転換を目指し、島民はもとより、Iターン、Uターン者を含めた奄美を愛する多くの若者がチャレンジできる島 ○貴重な自然、島・集落ごとの文化と歴史を宝として、島民や来訪者等が奄美の宝を伝える担い手となる島 ○奄美群島の世界遺産登録等を活かし、ビジネス・観光等で多くの人々が来訪し、「奄美ブランド」を確立する島
<p>■奄美市『攻め』の総合戦略（平成27年12月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な考え方 ・しあわせの島＝<u>一定程度の人口を維持できる島</u>・市民一人ひとりが「しあわせの島」の担い手・<u>地域間の連携</u> ○中心市街地の活性化 土地区画整理事業等により、<u>都市基盤整備と商業施設の再編</u>を図るとともに、<u>ハード施策とソフト施策を一体的に推進</u>することで、<u>にぎわいのある魅力的なまちづくり</u>を推進 ○集落の活性化 人的・金銭的支援、情報発信支援等により、<u>高齢者等の知恵と経験、若者の活力を活かした活性化</u>を推進
<p>■奄美大島人口ビジョン（平成27年11月策定）</p> <p>現人口 65,762 人(島全体)→2060 年目標人口 52,600 人(推計値 32,036 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若年層の島外流出を抑制し、人口構成のアンバランスを是正 ○若年層を中心に転入者を増やし、出生率を高める ○島内の受け入れ態勢を整備し交流人口を増やす(交通、観光・宿泊施設、情報発信) ○魅力的な雇用創出と多様な就業形態の構築

■奄美市地域公共交通網形成計画（平成30年3月策定）

高齢化が進み移動に不安を覚える住民が増える中、地域住民の足となりコミュニティ・生活を維持するとともに、観光客対応など地域活性化にも寄与するネットワークを、交通事業者・行政等の連携により持続的に構築・維持する。

- 路線バス(幹線)とコミュニティバス(支線)の役割分担の明確化
- バスターミナル(名瀬地区)・乗り継ぎ拠点(笠利地区(赤木名)、住用地区(東城))の整備
- 名瀬地区中心部における重複路線の解消
- 公共交通不便地域における新たな公共交通サービスの検討

■奄美市中心市街地活性化基本計画(平成29年4月策定、令和元年9月変更認定)

テーマ「いもーれ・Come モーレ・ゆていもーれ コンパクトシティ「ゆらうまち」の実現」

- 方針1. 賑わいに満ちた活力のある中心市街地の形成 ⇒来る人を増やす「いもーれ」
- 方針2. 訪れたい中心市街地づくり ⇒観光客を呼び込む「Come もーれ」
- 方針3. 多様な都市機能が集積した魅力的な中心市街地の形成 ⇒人がふれあう「ゆていもーれ」

■名瀬都市計画区域マスタープラン（平成16年6月決定）

「島建てのまちづくり」を都市づくりの基本理念に設定。まちづくりについて、主に以下の内容を記載。

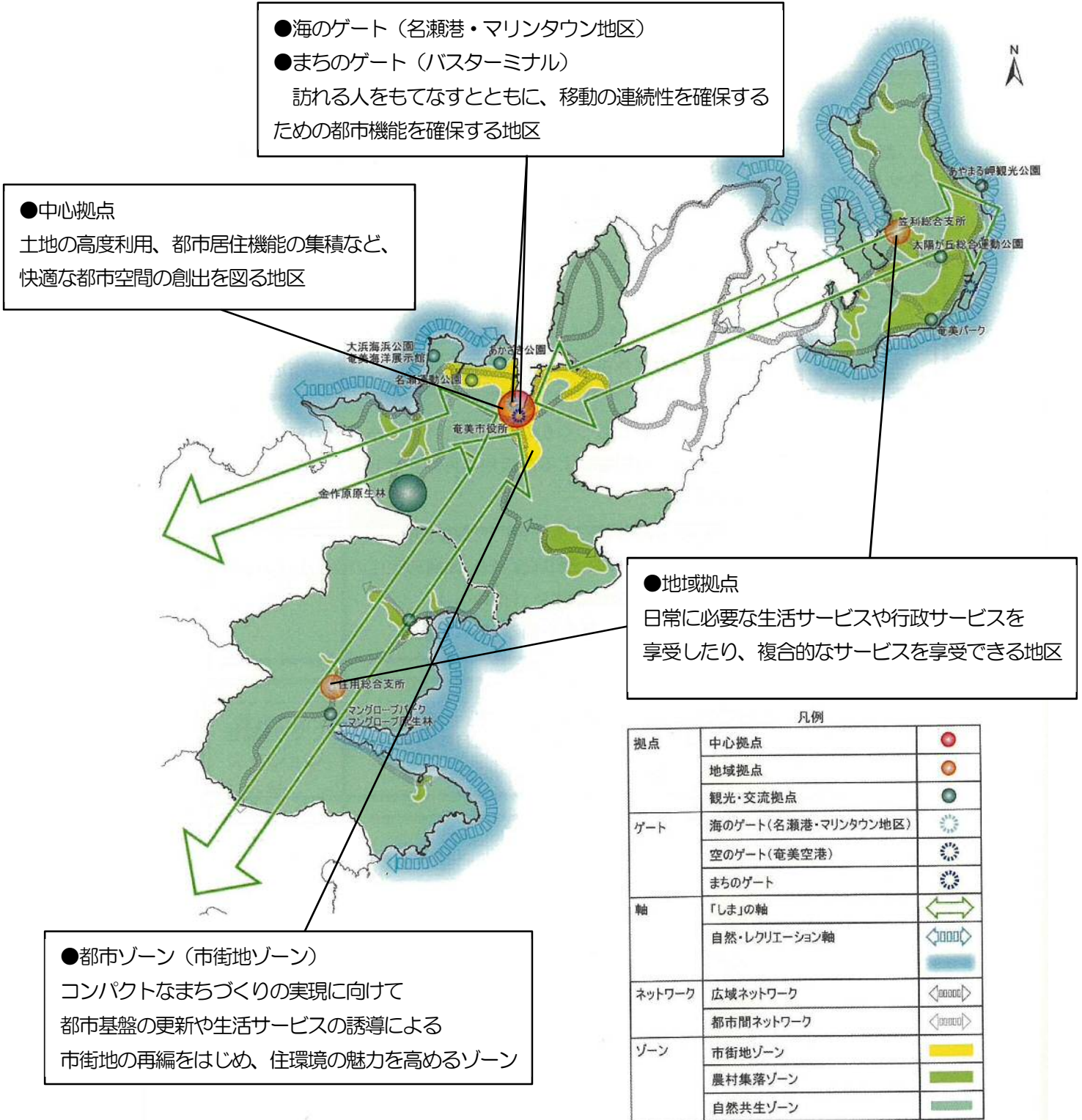
- 土地の高度利用
(「高次住商複合地区」として奄美群島の「郡都」機能の形成、快適な都市空間の創出、商業・業務・都市居住機能の充実、柔軟な立地規制誘導、周遊性が高くかつ誘導性の高い観光・レクリエーションネットワークの形成、マリンタウン地域は広域交流・業務施設を集積した中心市街地と一体となった高度利用 等)
- 居住環境の維持または改善
(都市基盤整備により住環境の向上、土地区画整理事業による面積整備・良好な居住環境の形成 等)
- 災害の防止・対応
(災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制、交通途絶を防ぐための代替機能と有した道路網の整備、災害時の避難地確保等に対応するための公園・緑地 等)
- 自然環境の形成・保全
(国定公園に指定される東シナ海沿岸部の海浜を保全、市街地を取り巻く山岳地や海岸地域と都市との環境共生・貴重な都市景観の保全 等)
- 公共交通の充実
(周辺町村との交流や奄美空港を連絡する広域的な交流のための交通ネットワークの強化 等)



【上位関連計画にみる主なキーワード】

みなとまち名瀬、郡都、高度利用促進、市・県有地等の未利用地活用
土地区画整理事業・マリンタウン整備、土砂災害、人と自然の共生
奄美の自然、個性、活発な交流、市民の期待・満足度、コンパクトシティ
農業、観光／交流、情報が重点3分野、Iターン、Uターン、貴重な自然、島・集落ごとの文化と歴史、奄美群島の世界遺産登録
一定程度の人口を維持、市民一人ひとりが「しあわせの島」の担い手、地域間の連携
都市基盤整備と商業施設の再編、ハード施策とソフト施策を一体的に推進
若年層の島外流出を抑制、転入者増、交流人口増（交通、観光・宿泊施設、情報発信）
地域住民の足、観光客対応、路線バス（幹線）とコミュニティバス（支線）
バスターミナル（名瀬地区）・乗り継ぎ拠点（笠利地区（赤木名）、住用地区（東城））の整備
賑わいに満ちた活力のある、訪れたい、多様な都市機能が集積した魅力的な中心市街地

名瀬都市計画マスタープラン 方針図



3章 立地適正化計画の基本方針

1. まちづくりの方針 ～まちづくりのストーリー～

2章で整理した本市の特徴、課題等を踏まえ、本市で目指すべきまちづくりについて、以下の4つの方針に取りまとめました。あわせて、方針の具体化にむけた取り組みのイメージを付記しています。

本市の4つのまちづくりの方針

居住環境に関する方針

脈々と創り出してきた限られた土地を有効活用し、安全を確保しつつ、良好な住環境に更新していきます。

取り組みのイメージ

⇒平地の安全性の高いエリアは極力有効活用

都市構造に関する方針

人口減少下、今後とも都市機能を島内で保つため、郡都名瀬の中心拠点に都市機能を集約するとともに、バス網で周辺と結び、需要を維持する集約型の都市構造の実現を図ります。

取り組みのイメージ

⇒都市の再生・都市機能の集積
⇒拠点と周辺をつなぐバス網整序(網形成計画)
⇒公営住宅を活用した都市構造の更新

コミュニティ・つながりに関する方針

市街地(名瀬・上方・下方)や郊外(住用・笠利)での集落コミュニティ・文化・つながりを継承し、活かしたまちづくりを推進します。

⇒コミュニティを維持する都市構造の継承
⇒コミュニティを活用した地域ごと・集落ごとのまちづくり方策の検討

都市の成長・持続に関する方針

人口減少により都市の活力が低下するおそれがあり、それを補うため、都市再生、集落の文化継承等を通じた魅力向上による、交流人口を活用したまちづくりに取り組みます。

⇒まちなか整備による観光活性化
⇒ホテル等施設の立地誘導

* 都市計画区域の3/4が山林。

地形の制約により限られた平地部



現況課題

4つのまちづくりの方針

居住環境に関する方針

脈々と創り出してきた限られた土地を有効活用し、
安全を確保しつつ、**良好な住環境に更新していく**

⇒平地の安全性の高いエリアは極力有効活用

方針

都市構造に関する方針

人口減少下、今後とも都市機能を島内で保つため、
郡都名瀬に都市機能を集約。
バス網で周辺と結び、需要を維持する**集約型の都市構造の実現**。

⇒都市の再生・都市機能の集積
⇒拠点と周辺をつなぐバス網整理序(網形成計画)
⇒公営住宅を活用した都市構造の更新

現況課題



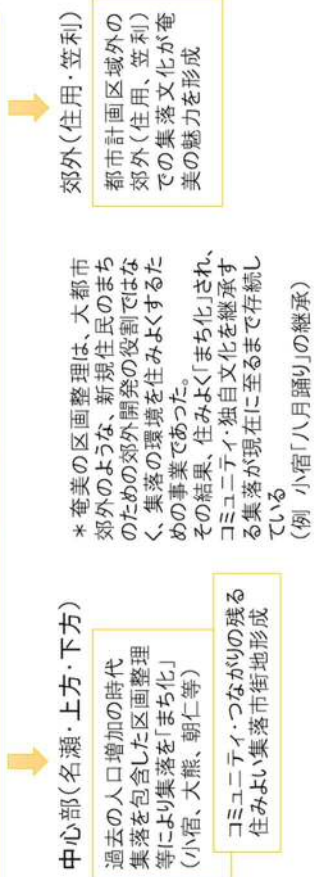
効率的なバス網が形成

*用途地域の8割以上が幹線
バス停に近接。

今後の人口減少の進展

*用途地域内人口は2015年
⇒2040年で約3割の減少

入り江ごとの集落が独自の文化・コミュニティを現在まで継承



コミュニティ・つながりに関する方針

市街地(名瀬・上方・下方)や郊外(住用・笠利)での
集落コミュニティ・文化・つながりを継承し、活かしたまちづくり

⇒コミュニティを維持する都市構造の継承
⇒コミュニティを活用した地域ごと・集落ごとの
まちづくり方策の検討

都市の成長・持続に関する方針

人口減少により都市の活力が低下するおそれ、
都市再生、集落の文化継承等を通じた魅力向上による、
交流人口を活用したまちづくり

⇒まちなか整備による観光活性化
⇒ホテル等施設の立地誘導



優れた自然・集落文化

近年の観光客の増加

課題解決のための施策・誘導方針 ～まちづくりのストーリー～

まちづくりにより、何を狙いとして、何に取り組み、何を実現するべきか、を「まちづくりのストーリー」として、以下に示します。

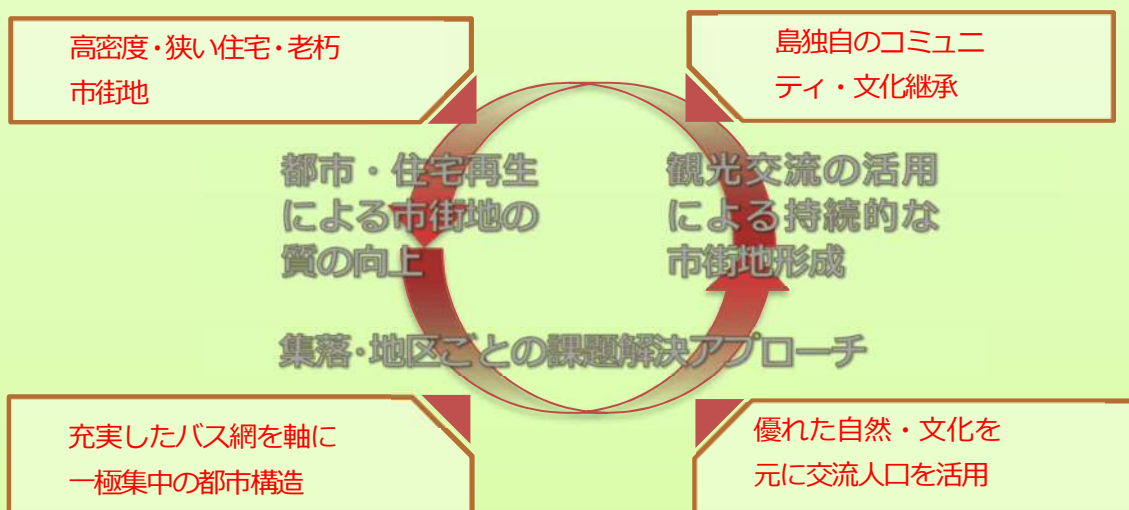
まちづくりのストーリー

- 奄美市の市街地（名瀬、上方、下方）は、地形に制約された狭い土地で、これまで人口圧力に対しまちが拡散しないように、既存の都市直近や集落を包含して、市街地整備を進めてきました。
- その結果、高い密度の市街地が形成され、各集落の文化・コミュニティも継承されてきましたが、一方で狭小・老朽化した住宅環境・都市環境が残され、人口流出にもつながってしまっています。

【施策・誘導方針】

今後も、高齢化・人口減少が進み、地域の一層の衰退が懸念されますが、それでも一定の密度は維持されること、また充実したバス網、島を代表する郡都としての地位、観光・交流の活性化、継承される文化・コミュニティを背景に、人口減を逆に街の環境を向上させる好機と捉え、以下の取り組みを実施していきます。

- 人口密度の低下を現在の市街地を維持更新につなげ、
都市再生・住環境の向上に取り組み、街全体の質の向上を図ります。
- 島独自の自然・コミュニティ・文化を継承・活用するとともに、
観光・交流を武器に、持続する市街地の形成を図ります。
- コミュニティ、文化、環境など各集落が異なる特徴を持つため、
各集落・町内会に根差した課題解決のアプローチを図ります。



2. 目指すべき都市のすがた ～奄美市の将来像～

市全域・市街地部の将来像

まちづくりの方針の実現にむけては、市内の各地域で異なる取り組みを行い、全体として持続的なまちづくりにつながるよう、取り組んでいく必要があります。そのため、市内各地域、市街地各地域における将来像を以下に設定します。

また、特に本市では各集落・各地区が異なる特性を持つことから、全体としての将来像とともに、今後、地区ごとにまちづくりを進めていくための枠組みを本計画に位置づけます。

奄美市の将来像

【奄美市全域】

- 郡都名瀬の中心市街地とマリントウン周辺を中心拠点と位置付け、奄美市・奄美大島最大の市街地として、移住者を含む島民が不自由なく暮らし、観光・交流者が島の雰囲気やもてなしを感じられるよう、都市機能の集積・市街地環境形成を進めます。
- 将来にわたり高齢者を含め日常生活を不便なく過ごせるよう、中心拠点を補完する拠点として、周辺市街地（名瀬の中心拠点以外、上方、下方）および郊外拠点（古見方、住用地域、笠利地域）を位置づけます。
- これら中心拠点、周辺市街地、郊外拠点を骨格軸（幹線公共交通）により結ぶことで、地域住民や観光客の移動手段を確保し、地域ごとの暮らし・文化を維持していきます。
- あわせて各集落（小学校所在地等）を集落エリアとして位置づけ、コミュニティバスにより拠点までのアクセスを確保します。

【市街地部（都市計画区域）】 ⇒集落ごと・地区ごとのまちづくりの展開

- 名瀬、上方、下方の3地域が市街地部（用途地域内）に位置しており、これら地域が立地適正化計画の計画対象区域となります。
- 市街地部では、名瀬中心市街地とマリントウン周辺を中心拠点、その他を周辺市街地として位置づけます。中心拠点では、商業、観光、金融、行政、医療、教育文化、交流等の多様な都市機能を確保します。島民の生活を支える中心部であるとともに、観光・交流の拠点であることを重視し、アメニティとホスピタリティにあふれた機能・市街地を実現します。周辺市街地は都市の居住を支える地域として、中心拠点と連携しながら一体として生活環境を維持していきます。
- またこれらの地区では、市街地全体の都市構造のあり方を本計画で定めるとともに、今後、地域ごとの課題に対し、住民主体によるきめ細かな対応策を講じていくため、集落ごと、地区ごとのまちづくりの展開を図ります。

目指すべき都市の骨格構造

中心拠点（名瀬中心市街地等）

多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性の高い拠点として中心市街地周辺に設定します。

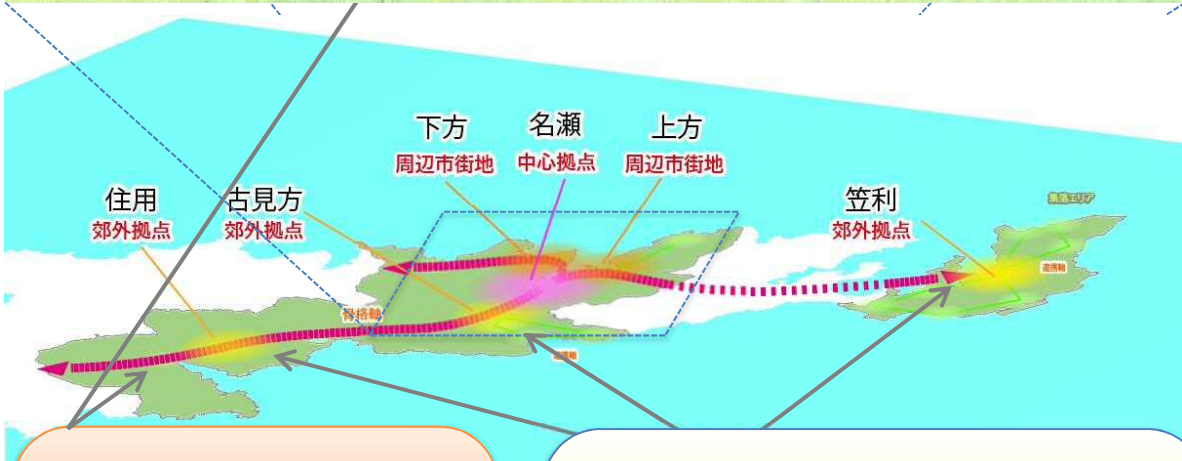
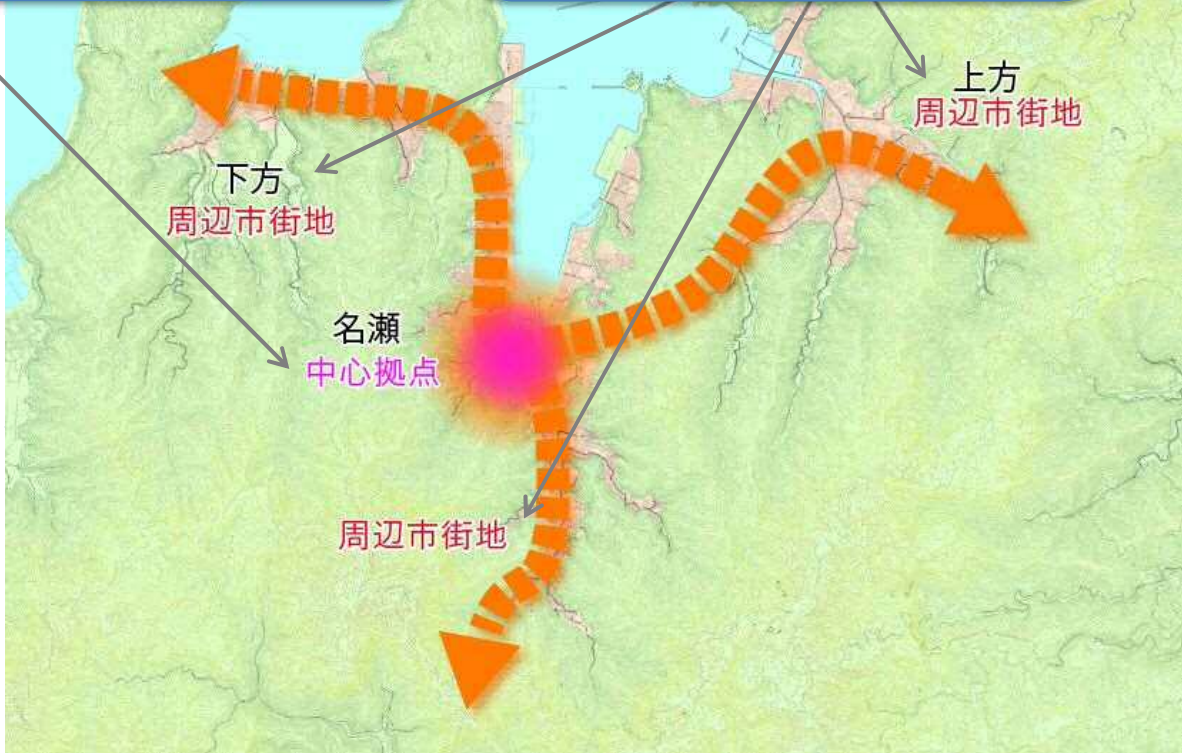
- 市街地更新・機能集積による質の向上
- 都市の観光滞在拠点化

周辺市街地（名瀬・上方・下方市街地）

中心拠点に徒歩や幹線公共交通でアクセスが容易で安全・コミュニティが確保された市街地として用途地域内に設定します。

- 良好な住環境の整備
- 利便性・安全性向上にむけた地区ごとのまちづくりの展開

集落・町内会「と」地区「と」のまちづくりの展開



骨格軸（幹線公共交通）

中心拠点と周辺市街地、郊外拠点を結ぶ骨格軸として、幹線的な公共交通により、住民、観光客等の移動を担保します。

郊外拠点（古見方・住用・笠利）

集落地域の生活を支える拠点として各地区の支所周辺等に設定します。

- 生活利便施設や公共交通の維持
- 集落文化、コミュニティの維持
- 自然志向の移住者の受け入れ

- 基本的に用途地域内を居住区域として想定しますが、地域内でも災害に注意する必要がある箇所は特に防災・減災の取り組みをあわせて進めることとします。

都市の骨格の基本的な考え方（拠点・エリア）



都市の骨格の基本的な考え方（公共交通軸）

